

1. 商品名	期日指定定期預金 (愛称：期日指定定期預金エース)
2. 販売対象	個人のみ
3. 期間	1年以上最長3年とし、預金の全部または一部について任意の日を満期日として指定できます。満期日の指定はその1か月前までにご通知ください。満期日の指定がない場合は、期間3年とします。 預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預け入れ 1円以上(300万円未満) 1円単位
5. 払戻方法	・ご指定の満期日以降に一括して払い戻します。 ・ご指定の満期日以後、1万円以上1円単位で一部払い戻しも可能です。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	お預け入れ時の店頭金利表示ボードに表示する利率を満期日まで適用します。(窓口へお問い合わせください) 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年複利方式。 20.315%の分離課税・マル優 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年(2013年)1月1日から令和19年(2037年)12月31日までの間は20.315%の税率となります。
7. 手数料	なし
8. 付加できる特約事項	○個人の通帳制定期預金口座のものは、総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率です。
9. 中途解約時の取り扱い	○満期日前に解約する場合は、中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ○中途解約利率については、<別紙2>を参照。
10. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)